

## 青森市地域公共交通計画の策定について

### 1 基本的な考え方

#### (1) 計画策定の目的・計画区域・計画期間

##### 【目的】

人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化に対応しつつ、コンパクトなまちづくりと地域公共交通の連携によって「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める上で地域にとって望ましい姿を明らかにするため策定するものです。

##### <主な見直し内容等>

- ▷ 現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や各事業における進捗・成果等を踏まえた計画内容の見直し
- ▷ 令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により追加された必須記載事項の検討

##### 【計画区域】

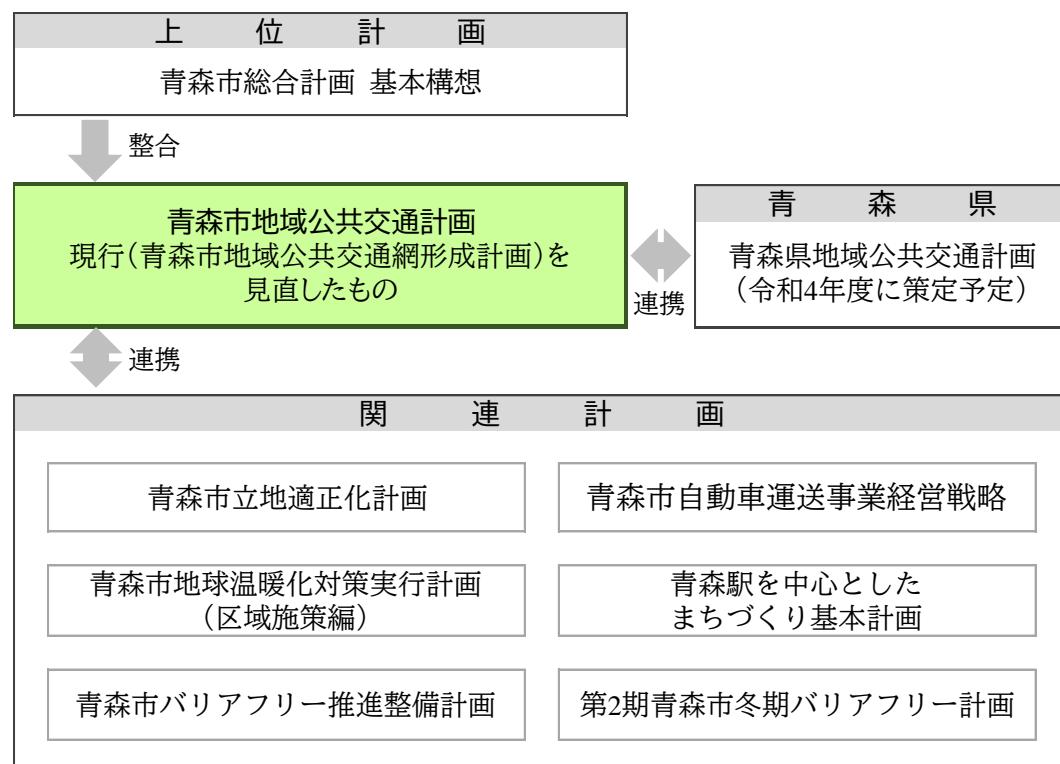
本計画の対象区域は、青森市全域とします。

##### 【計画期間】

令和6年度から令和10年度（5ヶ年）とします。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第1項の規定による「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画」であり、本市における地域公共交通に係るマスターplanとして、青森市立地適正化計画等と連携し、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするものです。



#### (3) 本市総合計画 前期基本計画における位置づけ

- 第5章 第3節 第1項 広域交通の充実  
第2項 域内交通の充実

### 2 地域公共交通計画とは

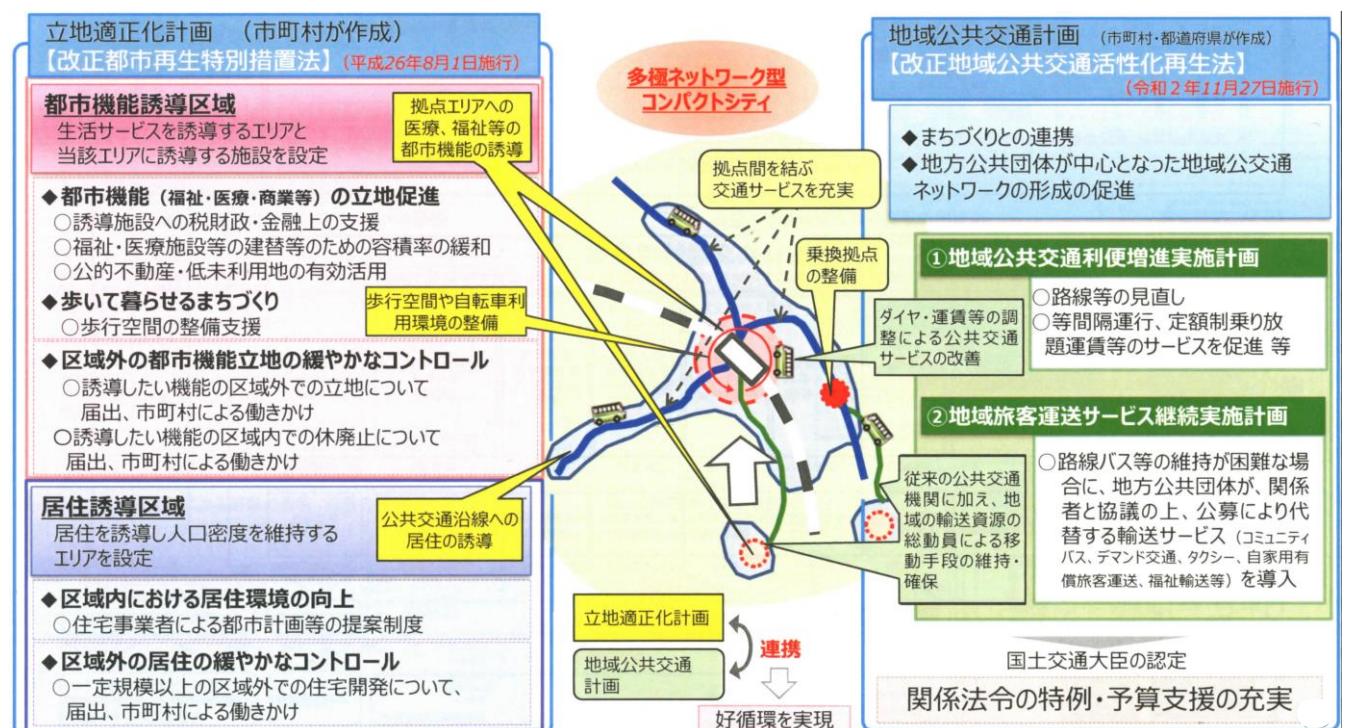
(国土交通省 都市局 地域交通課資料に基づき作成)

#### (1) 地域公共交通計画の概要

地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある市が中心となって、住民や交通事業者などの関係者と協議しながら作成するマスタープランです。

地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり・観光振興、更には、健康福祉・教育・環境等の様々な分野における公的負担額を間接的に軽減している効果（クロスセクター効果）があると考えられています。

地域公共交通計画は、従来の計画に対し対象や内容、位置付け、実効性確保、それぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。



#### 【クロスセクター効果】

	公共交通がなくなったとき 必要となる対策	公共交通の役割・効果	公共交通がなくなったとき 必要となる対策
医療	病院までの送迎サービス事業 医療費の増大対策	通院手段 家族の送迎負担軽減 外出することによる健康増進	高齢者の外出手段 タクシー券配布・ 福祉有償運送等の拡充 更なる介護予防事業
商業	日用品の訪問販売	スーパー等への買い物手段	交通事故の低減 増加する交通事故対応 高齢者ドライバーの安全教育
教育	スクールバスの運行 市外学校近くでの居住による 人口流出対策	通学手段	企業近くでの居住による 人口流出対策
観光	観光地やイベント会場への 送迎バス運行	観光地やイベント会場への 移動手段	交通施設周辺地域の活性化 地域ブランド価値の維持向上 土地価格低下等による 税収減少対策 マイナスイメージの払拭対策
建設	道路混雑に対応した道路整備	輸送密度の高い交通手段 (道路負荷の低減)	環境負荷の低減 自動車増加による 更なる温室効果ガス削減対策
防災	災害時における 市民の移動手段の調達	災害時における移動手段	コミュニケーションの増加 孤独感の増加対応としての 地域コミュニティの強化 外出支援策の実施

## (2) 令和2年法改正の概要

## 【令和2年法改正の背景と期待される効果】

## &lt;背景&gt;

人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持が容易ではなくなってきています。

地域公共交通の確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることに直結し、地域の移動ニーズを踏まえ地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、改正法が施行されました。

## &lt;期待される効果&gt;

地域公共交通計画の策定や利用者数・収支・行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価・分析等が努力義務化され、データに基づくPDCAサイクルが強化されたことにより、計画の実効性が高まることが期待されます。

## 【地域公共交通計画と従来の計画の違い】

	地域公共交通総合連携計画 (平成19年～)	地域公共交通網形成計画 (平成26年～)	地域公共交通計画 (令和2年～)
計画の対象	・バス交通などの活性化・再生を目的	・公共交通ネットワークの確保・充実	・ダイヤや運賃などを含む総合的なサービスの改善や充実
位置づけ	・市町村が作成可能	・都道府県も作成可能に	・地方公共団体の作成を努力義務化
実効性確保	・可能な限り具体的かつ明確な目標を設定	・原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価	・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化

## (3) 地域公共交通計画に定める主な記載事項

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条抜粋)

## 【必須事項】

- ▷ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ▷ 計画の目標及び目標値 < 拡充 >
- ▷ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ▷ 計画の達成状況の評価に関する事項 < 新規 >

## 【努力義務事項】

- ▷ 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ▷ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ▷ 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ▷ 目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標

## (4) 策定までの流れ及び策定後のPDCA

## 【全体の流れ】

地域公共交通計画は、住民や交通事業者のかた、地域の移動に関する関係者等と協議を重ねて作成します。関係者と個別に協議・調整をして合意形成を図ると負担が大きくなるため、関係者が一堂に会する協議組織として協議会を設置できるよう法第6条に定められています。本市では、平成17年10月から「青森市総合都市交通対策協議会」を設置しています。

